

いわて産業振興センター

研究支援員

募集



岩手 ILC 連携室 OPEN LABO(センター施設内)

岩手の産業振興に 貢献 しませんか

●当センターでは**県内大学等との共同研究**や、**企業の製品開発**に従事いただける研究支援員を**1名募集**します。

●応募者から、**県内企業に貢献**できる**研究・開発テーマ**をご提案いただきます。

- ◆学歴等： 4年制大学卒業以上
- ◆年齢： 39歳まで
- ◆月給： 月額30万円～40万円程度
- ◆応募： 6月5日～7月6日
- ◆学位取得支援

共同研究テーマにより、大学院での学位取得が可能。
修士・博士号の取得を希望する場合、取得に要する費用をセンターが負担します！

問い合わせ：公益財団法人いわて産業振興センター
産業支援部新事業推進チーム TEL/019-631-3824

青書きの箇所を追記しましたので、応募の際は、再度、ご確認をお願いいたします。

若手専門人材確保支援事業にかかる「研究支援員」募集案内

◆目的

いわて産業振興センター（以下「センター」という。）では、センターにおいて、専門的知識・技術を有する若手の人材（若手専門人材）を雇用し、岩手県内企業（以下、「企業」という。）・県内の大学（以下、「大学」という。）との共同研究等に取り組み、企業の製品開発・技術開発を支援することを目的として本事業を実施します。

◆公募者

公益財団法人いわて産業振興センター

◆公募期間

平成 30 年 6 月 5 日（火）～7 月 6 日（金）

◆職種及び募集人員

研究職、開発技術職

1 名

◆主な業務内容

研究支援員には、次の業務に従事いただきます。

- (1) 大学との共同研究により、企業へ移転可能な技術開発・製品開発
- (2) 企業との共同研究により、技術開発・製品開発

◆応募資格・条件

下記の要件に該当すること。

- (1) 学歴
 - ア 大学を卒業した者以上
 - イ 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者以上
- (2) 年齢
平成 30 年 3 月 31 日現在で満 40 歳未満の者
- (3) その他
大学または企業と共同研究を行いたい「研究・開発テーマ」がある者

◆雇用条件

- (1) 勤務場所：公益財団法人いわて産業振興センター（盛岡市北飯岡 2-4-26）
上記のほか、県内の大学・企業等において共同研究として従事する場合があります。
- (2) 雇用期間：平成 30 年 8 月 1 日（予定）～平成 34 年 3 月 31 日まで
※なお、試用期間が 6 か月間あります

(3) 給 与 :

月額 300,000 円から 400,000 円

※保有する専門知識と勤務経験に応じ、センターの基準により決定する。

※平均月労働日数 20 日

※通勤手当（上限 710 円/日）、超過勤務手当を支給

※例：年収手取り額

日額	年収	社会保険料本人負担額	年収手取額
@15,000×20日×12月	3,600,000	570,000	3,030,000
@20,000×20日×12月	4,800,000	870,000	3,930,000

(4) 加入保険：雇用保険、健康保険、厚生年金、労災保険

(5) 就業時間：8：30～17：15、（休憩時間 60 分）

(6) 休 日：土曜日、日曜日（週休 2 日制）、祝日

◆学位取得支援

センターは採用する研究支援員が、センターでの雇用期間内に大学院で研究を行うことを希望する者に対し、センターを退職後県内の産学官に 5 年間勤務することを条件として、修学に要する費用をセンターが負担します。ただし、当該条件を満たすことが出来ない場合には、センターが負担した額の全額を返還してもらいます。

(1) 入学金の全額

(2) 授業料の全額

※期限：平成 34 年 3 月 31 日まで（休学等の期間は対象外とします）

◆支援金の返還

学位取得支援対象者が上記の 5 年間の勤務を遵守出来な場合、センターは支援した就学資金に年 9%の利息相当額（支援期間に対する相当額）を加算した額を返還させるものとします。ただし、返還の猶予期間は、遵守されない事実が発覚した時点から半年以内とします。

(1) 返還の方法は、一括返還とします。

返還額は、支援（大学に対する銀行振込）した日を起算日とし、返還する日までの日数で算出します。

(2) 納期限までに返還されない場合は、返還すべき額（利息相当額を含む）に年 14.5%の遅延損害金を付することとします。

◆支援金の返還の免除

センターは学位取得支援対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学資金の返還及びその利息相当額の一部又は全部を免除することができるものとします。

(1) 従事対象期間に満たないとき。

従事した期間が対象期間（60 月）に満たないときは、従事した月数は遵守したものとみなし、対象期間より従事月数を差し引いて返還額を算定します。

(2) 死亡により就学資金を返還することができなくなったとき。

◆従事対象期間の算定

学位取得支援対象者が上記の5年間の勤務を遵守した期間は、業務に従事することとなった日の属する月の翌月（業務に従事することとなった日が月の十五日以前であるときは、その日の属する月）から業務に従事しなくなった日の属する月（業務に従事しなくなった日が月の十五日以前であるときは、その日の属する月の前月）までの期間の月数により算定します。

対象企業を県内と定めていることから、従事する勤務地が県外に変更（転勤等）になる場合には、対象期間として算定しないものとします。

◆就業・創業支援

センターでの雇用後において、研究支援員が共同研究を行った企業、大学との共同研究により技術移転を行った企業ならびにその他の企業への就職、又は自ら創業を希望する場合、センターは、大学・企業等のネットワーク、センターの支援ツール等を活用し、必要な情報の提供、相談その他の支援を行います。

◆選考

選考方法は、次の通りとする。なお、申込者に対しては事前に本事業の趣旨、目的、待遇等について説明を行うとともに、申込者の開発経験、保有技術等についてお聞きすることがあります。

(1) 1次審査：書類による審査

ア 申込書類により、書類選考を行い、その合格者に対して通知します。

イ 選考に当たっては、募集要件等のほか、提案のあった「研究・開発テーマ」について、企業・大学との共同研究に相応しいか、企業の製品内容・技術開発に貢献できるテーマであるかなどについて審査を行います。

(2) 2次審査：面接による審査

書類選考合格者に対し、個人面接を行い、その最終的な合否を決定します。

（なお、詳細については、1次審査合格通知の際に試験場、試験日等をお知らせします。）

◆応募手続き及び受付期間

(1) 事前に電話連絡のうえ、申込書類として研究支援員が保有する技術提案書、履歴書（市販可、写真添付）、職務経歴書（様式不問、用紙A4 横書き）を募集期限までに郵便（簡易書留）により提出してください。

(2) 受付期間：平成30年7月6日（金）17時まで必着

◆その他

募集要項：<http://www.joho-iwate.or.jp/wakate/oubo.pdf>

技術提案書 <http://www.joho-iwate.or.jp/wakate/oubo.doc>

◆問い合わせ先

〒020-0857 盛岡市北飯岡 2-4-26

公益財団法人いわて産業振興センター 産業支援部

電話 019-631-3824 メールアドレス joho@joho-iwate.or.jp